

知的障害教育における「子どもの主体性」と「対話的授業」について考える

企画者	中村 晋（筑波大学附属大塚特別支援学校）
	楠見 友輔（東京大学／日本学術振興会特別研究員）
司会者	上仮屋祐介（鹿児島大学教育学部附属特別支援学校）
話題提供者	楠見 友輔（東京大学／日本学術振興会特別研究員）
	磯山多可子（千葉大学教育学部附属特別支援学校）
	中村 晋（筑波大学附属大塚特別支援学校）
指定討論者	武富 博文（教育政策研究会特別支援教育部会）

KEY WORDS: アクティブ・ラーニング 知的障害教育 主体性

【企画趣旨】

近年、子どもの「主体的で対話的で深い学び」を実現する授業への転換が叫ばれている。しかし、「子どもの主体性」とは何かについての見解は整理されておらず、知的障害特別支援教育において「対話的授業」は可能なのかといった疑問の声も聞かれる。本シンポジウムでは、「子どもの主体性」や「対話的授業」という語の学術的な意味を確認し、これらの観点から知的障害教育の実践を分析的に見ることを試みる。

楠見（2017）は、授業における子どもの主体性について論じられた海外の先行研究を整理することを通して、次のように「子どもの主体性」と「対話的授業」について整理している。

主体性 (agency) とは、次の 3 つの行為に含まれる相互に関連する行為者の性質である。①自身の目標や動機に基づく行為、②他者に影響を与える行為③応答性の自覚を伴う行為

このように定義することによって、授業における子どもの個々の行為における主体性の程度についての分析的な視点が生じるという。

また「対話的授業」という語は、以下のように定義される教師と生徒の対等な関係性に基づく授業を意味する。

①教師が答えを持っているのではなく、子どもが他者と協働的に知識を構築する授業、②子どもが指示・質問・説明 (Initiation)、質問への応答 (Reply)、評価 (Evaluation) に関与する機会のある授業、③子ども自身が課題解決に応答性を持って取り組むことのできる授業

このように捉えた場合に、知的障害児教育においても「対話的授業」を行うことが可能であり、「対話的授業」を追求することの意義が明瞭になるであろう。

話題提供において、楠見は学術的な知見に基づいて得られた「子どもの主体性」や「対話的授業」の考えが、知的障害特別支援教育において子どもの主体性に基づく対話的な授業がどのようにして実現されるのかを考察する。

磯山・中村は、楠見（2017）の知見における「子どもの主体性」「対話的授業」という観点から自身の授業実践を分析し、今後の知的障害特別支援教育実践の可能性について考察する。

【話題提供の趣旨】

○「子どもの主体性」と「対話的授業」の理論的意味
人間の主体性 (agency) という語が人文科学や教育学の

中で使用されるようになった学術的・社会的背景を踏まえた上で、知的障害児教育において現代の子どもが育むべき主体性とは何かについて検討する。楠見が注目するのは、授業の計画やルーティンから外れた予想外の状況 (contingency) において子どもの主体性の状況が最もよく見られるということである。また、日本の授業研究において「対話的」という語が学術的な意味とは誤解されて用いられる傾向にあることを指摘し、知的障害教育において対話的授業を実施する意義を論じる (楠見友輔)

○意図的に仕掛けた場面における主体性の分析

平成 29 年度に千葉大学教育学部附属特別支援学校中部部で実施した授業を対象とする。本授業は、仲間と共に共通の目的をもって活動し社会性を育むことを主なねらいとし、地域のカフェからの依頼を受けて独自のジュースを作った実践である。5名のグループで主に取り組み、生徒が他者を思い、アイデアを出しながら協力して作り上げていく姿が見られた。本シンポジウムでは、意図的に仕掛けた場面のビデオ記録を使用し、教師及び友達からの働き掛けによる応答 (生徒の視線、発言などの言動) に注目した分析を行い、主体性を促す授業づくりができていたか考察する。(磯山多可子)

○協同学習における『主体性』と『対話的授業』の分析

平成 29 年度に筑波大学附属大塚特別支援学校高等部で実施した「総合的な学習の時間」を対象とする。本授業では、Johnson ら (2002) や涌井 (2014) の提案した「協同学習」の基本要素を参考に構成し、互恵的な相互依存性を高める仲間関係の構築を目指した。本話題提供では、「交流及び共同学習」で行うオリジナルゲーム作りに向けた協同学習のビデオ記録をもとに、教師の介入が少ない場面のエピソードを楠見 (2017) による三つの「主体性」の行為、三つの「対話的授業」について分析を行う。(中村 晋)

【指定討論者の趣旨】

新学習指導要領改訂の経緯において審議された「主体的・対話的で深い学び」について、それらが必要とされる社会的背景やそれぞれの操作的定義を踏まえ、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を考慮しながら指導や支援を行う際に押さえておくべき知的障害教育独自の視点や考え方の要点を引き出したい。また、児童生徒の質の高い学びの過程の中で一体的に実現される「深い学び」の要素が主体的な学びや対話的学びとどのように関連しているかを話題提供の趣旨を踏まえながら明らかにしたい。(武富博文)

(NAKAMURA Susumu, KUSUMI Yusuke, KAMIKARIYA Yusuke, ISOYAMA Takako, TAKETOMI Hirofumi)